



岡情審査第 107 号

平成27年10月21日

岡山市長 大森 雅夫 様

岡山市情報公開及び個人情報保護審査会

会長 山口 和秀



岡山市情報公開条例第16条の規定に基づく諮問について（答申）

平成26年10月24日付け岡国保第993-1号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

○○○○（団体名。以下「当該団体」という。）の幹部職員が、管理職手当を二重受給していた問題で、当該団体作成の調査報告書の開示請求（以下「本件請求」という。）に対して、一部開示とした決定に対する異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）についての諮問

第1 審査会の結論

本件公文書の開示請求に対して、岡山市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定処分において、非開示とした内容（以下「本件内容」という。）は、妥当であるから、本件異議申立ては棄却されるべきである。

第2 異議申立て及び諮詢の経緯

- 1 本件異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成26年8月1日付で、実施機関に対し、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第3号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定に基づいて、本件請求を行った。
- 2 上記開示請求に対し、実施機関は、同年8月13日付で、当該文書のうち、条例第5条第1号に規定する個人情報に該当し、非開示とすべき情報及び開示することによって、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第5条第2号に規定する非開示となる情報が含まれていることを理由として、一部開示決定を行った。
- 3 上記決定を受けた申立人は、実施機関に対し、同年10月10日付で、本件請求に係る公文書の開示を求めて本件異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、同年10月24日付で、本件異議申立ての取扱いについて、条例第16条の規定に基づき、当審査会に本件諮詢を行った。

第3 申立人及び実施機関の主張の要旨

申立人及び実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

1 申立人の主張要旨

「開示することができない部分の内容及びその理由欄に記載された、

「●以下に掲げる部分については、条例第5条第1号に規定する非開示となる個人情報に該当するため非開示とする。」との理由は、具体的に、どのような審査基準で、「条例第5条第1号に規定する非開示となる個人情報に該当する。」と判断したかの記述がありません。行政手続法第5条に①「行政庁は審査基準を定めるものとする。」②「・・・できる限り具体的なものとしなければならない。」③「審査基準を公にしておかなければならぬ。」とあり、岡山市の処分は違法です。また、「●以下に掲げる部分については、開示することによって、当該団体又は当該団体以外の法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第5条第2号に規定する非開示となる情報に該当するため非開示とする。」との理由は、具体的に、どのような審査基準で、「条例第5条第2号に規定する非開示となる情報に該当する。」と判断したかの記述がないことから、市の処分は違法であるとしている。

さらに、本件内容が、条例第5条第1号ただし書イ及び第2号ただし書にある、人の財産を保護するため、公にすること（開示）が必要である情報であるとし、また、本件内容が、条例第5条第1号ただし書ウにある地方公務員の職務の遂行にかかる情報であるとして全面的な開示を求めている。

2 実施機関の主張要旨

条例第5条第1号に「特定の個人を識別することができるもの(一般人が入手し得る関連情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とあり、開示から除かれることが明記されている。また、条

条例第5条第2号に基づいて、非開示とした部分は、それぞれ公文書一部開示決定通知書に示したとおり、開示することによって、嘆願書等の指摘で当該法人が不当な事業活動を行っていると理解され、その社会的評価を低下させるおそれがあること、当該法人の事業内容や評価を開示することで、その競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることなどの理由から、非開示としたものである。また、岡山市が当該団体に委託した業務が「当該職員の不祥事」あるいは「嘆願書等或いは各種の当該選定の検討結果」により、毀損されたり、余計に費用を弁出した事実ではなく財産上の不利益は被っていない。さらに当該職員が地方公務員であるとして、不祥事を指摘されたのは、手当等の支給に関してであり、職務遂行上の情報にはあたらず開示にはあたらない。

報告書に含まれる個人情報、法人情報については、条例第5条に基づき適正に処分している。申立人の主張は具体的論拠と因果的説明を欠くうえ、条例に規定する個人情報及び法人情報の取扱に反するものであり、棄却されるべきものである。

第4 審査会の判断

実施機関と申立人との間における本件の争点をめぐる諸問題に関し、当審査会は、以下のとおり判断する。

1 本件請求について

本件請求は、開示を請求する公文書の件名として、「当該団体の幹部職員が、管理職手当を二重受給していた問題で、当該団体作成の調査報告書」とされているものである。

2 行政手続条例違反の主張について

(1) 行政手続条例の適用

申立人は、本件一部開示決定処分には行政手続法が適用されるとしているが、本来は岡山市行政手続条例の適用となる案件である。申立人は、本件一部開示決定処分には岡山市行政手続条例が適用されるところ、実施機関は、本件一部開示決定処分についての審査基準を作成しておらず、したがって申立人に対して公にせず、本件一部開示決定処分において申立人に処分の理由を示していないから、本件一部開示決定処分には行政手続条例違反の違法があり、全部開示されるべきである旨主張する。

よって検討するに、申立人の全部開示を求める開示請求(申請)に対し、その一部について拒否する処分(一部開示決定)を行ったものと認めることができるから、本件一部開示決定処分については岡山市行政手続条例第5条及び7条が適用されるものというべきである。

しかしながら、総務省行政管理局による『逐条解説 行政手続法』によれば、法令の規定において、「許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準」が、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとして明確に定められており、当該「法令の定め」のみによって判断することができる場合は、判断基準が「法令の定め」に尽くされているので、行政庁は別に審査基準を定めることを要しない、とされている。ここで、条例第5条第1号の規定についてみると、個人情報について、特定の個人を識別することができるもの、一般人が入手し得る関連情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることと

なるものを含む、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと相当具体的な判断基準が示されている。また、条例第5条第2号の規定についてみると、法人等の情報について、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと幅広く非開示となる情報を捉えている。したがって、条例の規定自体を判断基準として、非開示となる情報を特定することは十分可能であると判断する。

(2) 理由の提示

前記説示のとおり、本件一部開示決定処分には行政手続条例第7条が適用されるから、実施機関は、本件一部開示決定処分を行うに当たり、請求者である申立人に対し、同時にその理由を示さなければならぬこととなる。

一般に、法規が行政処分に理由を付すべきものとしている場合において、その趣旨とするところは、行政庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与えることにあるものと解されるが(最高裁判所昭和三八年五月三一日第二小法廷判決民集一七巻四号六一七頁参照)、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合に、申請者に対し当該処分の理由を示すべき旨を規定する行政手続条例第7条第1項も、これと同一の趣旨に出たものと解するのが相当である。このような理由提示制度の趣旨にかんがみれば、許認可等の申請を拒否する処分に付すべき理由としては、いかなる事実関係にいかなる法規を適用して当該処分を

行ったかを、申請者においてその記載自体から了知しうるものでなければならぬというべきである。そして、当該処分が条例第5条第1号及び第2号の規定を適用した結果であつて、当該処分に付すべき理由は、いかなる事実関係についていかなる規定を適用して当該処分を行つたかを、申請者においてその記載自体から了知しうる程度に記載することを要すると解される。

これを本件についてみると、どういう理由で本件一部開示決定処分がされたものであるかを知ることは、申立人にとって可能である。そうであるとすれば、本件一部開示決定処分は、行政手続条例第7条第1項において処分と同時に申請者に示すべきものとされている理由の提示を欠いたものとはいはず、行政手続条例第7条第1項に違反しているとはいえない。

3 「人の財産を保護するために公にすること（開示）が必要である情報」について

申立人は、本件内容が人の財産を保護するために公にすること（開示）が必要である情報であるとし、開示を求めているが、本件内容において、岡山市が当該団体に委託した業務が「当該職員の不祥事」や「嘆願書等或いは各種の当該選定結果」により、毀損されたり、余計に費用の弁出をした事実はなく、財産上の不利益を被っていないことから、本件内容が、申立人のいう条例第5条第1号ただし書イ及び第2号ただし書「人の財産を保護するために公にすること（開示）が必要である情報」とはいえない。

4 「地方公務員の職務に関する情報」について

申立人は、不祥事を指摘されたのが地方公務員であり、職務の遂行に

かかる情報であるとして開示を求めていたが、不祥事を指摘されたのは、
管理職手当や通勤手当の支給についてであり、条例第5条第1号ただし
書ウの職務の遂行上の情報であるとはいえないため、開示にはあたらな
い。

5 結論

以上の理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」とおり判断す
るものである。

第5 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処理内容
平成26年10月10日	諮詢書の收受
平成26年10月31日	審議
平成26年11月21日	実施機関側意見書の收受
平成26年12月17日	申立人側意見書の收受
平成27年1月9日	実施機関側意見書の收受
平成27年1月23日	審議
平成27年2月27日	審議
平成27年3月27日	審議
平成27年4月24日	審議
平成27年5月22日	審議
平成27年6月26日	審議
平成27年7月24日	審議
平成27年8月26日	審議
平成27年9月25日	審議
平成27年10月21日	答申

青山委員は本件における調査審議を回避し、これに参加して
いない。